

議案第 5 4 号

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 5 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い，所要の改正を行うため。

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例

石岡市介護保険条例（平成17年石岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。